

2019/06/17 12:37 現在の情報です。

これは閉鎖された登記簿です。

東京都港区芝浦四丁目12番38号  
株式会社シンボリックシティー

会社法人等番号	0110-01-099280	
商号	株式会社AGプロス	
	株式会社グッドシェアーズ	平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月21日登記
	株式会社シンボリックシティー	平成30年 1月 1日変更 平成30年 1月12日登記
本店	東京都港区芝浦三丁目14番5号成友芝浦ビル 6階	
	東京都港区芝浦四丁目12番38号	平成27年 5月20日移転 平成27年 5月21日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法とする。	
会社成立の年月日	平成26年3月19日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飲食店の経営</li> <li>2. 結婚式、披露宴の企画・実施</li> <li>3. ホテル・旅館の経営</li> <li>4. 番組供給事業</li> <li>5. 放送番組の企画、制作及び販売</li> <li>6. 通信販売業</li> <li>7. 情報処理サービス業及び情報提供サービス業</li> <li>8. 広告代理業務</li> <li>9. キャラクター商品及び音楽に関する著作物の企画、開発、制作及び販売</li> <li>10. インターネットのホームページの企画及び制作</li> <li>11. 第二種電気通信事業</li> <li>12. 電気通信事業に関わるシステムの開発、販売、賃貸、保守の受託</li> <li>13. 労働者派遣事業</li> <li>14. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介</li> <li>15. 無体財産（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買及び管理</li> <li>16. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売</li> <li>17. タレント・モデル・アーティストの育成及びマネージメント</li> <li>18. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売・賃貸</li> <li>19. 各種イベントの運営代行業務</li> <li>20. テレビ、ラジオ、有線放送、衛星放送番組の企画・制作</li> <li>21. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. シェアハウス、ホテル、旅館、簡易宿泊所の経営・運営・管理</li> <li>2. 不動産の所有・売買・仲介・賃貸・管理・斡旋並びにコンサルティング業務</li> <li>3. 各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン、設計、工事監理</li> <li>4. 労働者派遣事業</li> <li>5. 有料職業紹介事業</li> <li>6. 建築請負工事</li> <li>7. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月21日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. シェアハウス、ホテル、旅館、簡易宿泊所の経営・運営・管理</li> <li>2. 不動産の所有・売買・仲介・賃貸・管理・斡旋並びにコンサルティング業務</li> <li>3. 各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン、設計、工事監理</li> <li>4. 労働者派遣事業</li> <li>5. 有料職業紹介事業</li> <li>6. 土木建築請負工事</li> <li>7. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol> <p style="text-align: center;">平成27年12月 1日変更 平成27年12月 4日登記</p>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. シェアハウス、ホテル、旅館、簡易宿泊所の経営・運営・管理</li> <li>2. 不動産の所有・売買・仲介・賃貸・管理・斡旋並びにコンサルティング業務</li> </ol>	
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. シェアハウス、ホテル、旅館、簡易宿泊所の経営・運営・管理</li> <li>2. 不動産の所有・売買・仲介・賃貸・管理・斡旋並びにコンサルティング業務</li> </ol>	

	3. 各種店舗、建築物及び室内空間のデザイン、設計、工事監理 4. 労働者派遣事業 5. 有料職業紹介事業 6. 土木建築請負工事 7. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 8. 生命保険の募集に関する業務 9. 損害保険会社および生命保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援 10. 前各号に附帯する一切の業務 平成28年 3月19日変更 平成28年 3月23日登記	
発行可能株式総数	1000株	
	10万株	平成27年 5月 1日変更 平成27年 5月21日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
	発行済株式の総数 2万株	平成27年 5月17日変更 平成27年 5月21日登記
	発行済株式の総数 3万株	平成28年 9月13日変更 平成28年 9月23日登記
	発行済株式の総数 3万5850株	平成29年 9月29日変更 平成29年10月23日登記
	発行済株式の総数 5万5850株	平成30年 4月30日変更 平成30年 5月 2日登記
資本金の額	金1000万円	
	金1250万円	平成28年 9月13日変更 平成28年 9月23日登記
	金1億8800万円	平成29年 9月29日変更 平成29年10月23日登記
	金1億8900万円	平成30年 4月30日変更 平成30年 5月 2日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成30年12月30日変更 平成31年 1月 4日登記	
役員に関する事項	取締役	児 島 幸 恵
		平成27年 9月16日辞任 平成27年 9月17日登記
	取締役	森 川 稔
		平成26年11月 1日就任 平成27年 5月 1日辞任 平成27年 5月21日登記
	取締役	友 田 清 文
		平成26年11月 1日就任 平成27年 5月 1日辞任

		平成27年 5月21日登記
取締役	友田久子	平成27年 5月 1日就任
		平成27年 5月21日登記
		平成27年 9月16日辞任
		平成27年 9月17日登記
取締役	小田勝久	平成27年 5月 1日就任
		平成27年 5月21日登記
		平成29年 3月 7日辞任
		平成29年 3月27日登記
取締役	川瀬博文	平成27年 9月16日就任
		平成27年 9月17日登記
		平成30年 4月30日辞任
		平成30年 5月 2日登記
取締役	山本有紀	平成27年 9月16日就任
		平成27年 9月17日登記
		平成28年11月30日辞任
		平成28年12月14日登記
取締役	梁取裕樹	平成27年12月 1日就任
		平成27年12月 4日登記
		平成30年12月30日辞任
		平成31年 1月 4日登記
取締役	太原正裕	平成29年 3月 7日就任
		平成29年 3月27日登記
		平成29年12月29日辞任
		平成30年 1月12日登記
取締役	河野芳隆	平成29年 4月 3日就任
		平成29年 5月 1日登記
		平成29年12月29日辞任
		平成30年 1月12日登記
取締役	豊隅哲明	平成29年12月29日就任
		平成30年 1月12日登記
		平成30年 4月30日辞任
		平成30年 5月 2日登記
取締役	平田知良	平成29年12月29日就任
		平成30年 1月12日登記
		平成30年 4月30日辞任
		平成30年 5月 2日登記
取締役	藤本毅	平成30年 4月30日就任
		平成30年 5月 2日登記

	平成30年12月30日辞任 平成31年1月4日登記
取締役 藤井一郎	平成30年4月30日就任 平成30年5月2日登記 平成30年12月30日辞任 平成31年1月4日登記
取締役 平井政宏	平成30年12月30日就任 平成31年1月4日登記
東京都足立区青井四丁目44番9号 代表取締役 森川稔	平成26年11月1日就任 平成27年5月1日退任 平成27年5月21日登記
熊本県天草市亀場町亀川160番地34 代表取締役 友田久子	平成27年5月1日就任 平成27年5月21日登記 平成27年9月16日退任 平成27年9月17日登記
東京都練馬区石神井町二丁目26番15-10 3号 代表取締役 小田勝久	平成27年9月16日就任 平成27年9月17日登記 平成29年3月7日退任 平成29年3月27日登記
東京都板橋区仲宿62番1-606号 代表取締役 太原正裕	平成29年3月7日就任 平成29年3月27日登記 平成29年12月29日退任 平成30年1月12日登記
東京都江戸川区小松川一丁目2番3-2804 号 代表取締役 平田知良	平成29年12月29日就任 平成30年1月12日登記 平成30年4月30日退任 平成30年5月2日登記
東京都中央区晴海三丁目6番8-2303号 代表取締役 藤本毅	平成30年4月30日就任 平成30年5月2日登記 平成30年12月30日退任 平成31年1月4日登記
東京都東村山市青葉町一丁目27番地43 代表取締役 平井政宏	平成30年12月30日就任 平成31年1月4日登記
監査役 新井健嗣	平成26年11月1日就任 平成28年11月30日辞任 平成28年12月14日登記

	監査役 岸村健之介	平成28年11月30日就任 平成28年12月14日登記 平成29年12月29日辞任 平成30年1月12日登記
	監査役 赤尾敬一郎	平成29年12月29日就任 平成30年1月12日登記 平成30年4月30日辞任 平成30年5月2日登記
	監査役 尾崎廣宗	平成30年4月30日就任 平成30年5月2日登記 平成30年12月30日退任 平成31年1月4日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年11月30日設定 平成28年12月14日登記 平成30年12月30日廃止 平成31年1月4日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額とする。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>平成27年9月16日変更 平成27年9月17日登記</p>	平成30年12月30日廃止 平成31年1月4日登記
支店	<p>1 東京都板橋区新河岸三丁目8番8号</p> <p>2 大阪府大阪市西区靱本町一丁目18番7号</p>	<p>平成29年5月1日設置 平成29年5月22日登記 平成30年12月30日廃止 平成31年1月4日登記</p> <p>平成29年9月1日設置 平成29年10月23日登記 平成30年12月30日廃止 平成31年1月4日登記</p>
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 1万個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数は1株とする。 ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるも</p>	

のとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率  
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使す  
ることにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下  
「行使価額」という。）を金500円とし、これに当該新株予約権の目的と  
なる株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を  
調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で普通株式につき、新株を発行する場合又は  
自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の  
算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前の株価}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式  
総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、ま  
た、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己  
株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年5月1日から平成33年4月30日まで

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始  
日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日  
を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、  
監査役、従業員及び社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。

ii 新株予約権者が社外協力者である場合は、権利行使時においても当社に  
対して債務不履行・不法行為等に基づく損害を与えることなく、かつ、  
当社との間で役務提供の契約関係が存在することを要する。

iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができ  
る。但しiの場合は取締役会決議によって取得の日を別途定める。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割  
契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交  
換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会  
決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）で承認された場合

ii 新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合  
iii 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄  
した場合

平成28年 5月 1日発行

平成28年 9月23日登記

平成28年9月13日新株予約権全部行使

平成28年 9月23日登記

## 第2回新株予約権

新株予約権の数

2万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目  
的である数は1株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的と  
なる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のう  
ち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について  
行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるも  
のとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使す  
ることにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下  
「行使価額」という。）を金100円とし、これに当該新株予約権の目的と  
なる株式の数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を  
調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で普通株式につき、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年6月1日から平成39年5月31日まで

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。
- ii 新株予約権者が社外協力者である場合は、権利行使時においても当社に対して債務不履行・不法行為等に基づく損害を与えることなく、かつ、当社との間で役務提供の契約関係が存在することを要する。
- iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

以下の事由が生じたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。但しiの場合は取締役会決議によって取得の日を別途定める。

- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議）で承認された場合
- ii 新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合
- iii 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

平成29年	5月31日発行
平成29年	6月27日登記

平成30年4月30日新株予約権全部行使  
平成30年 5月 2日登記

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
		平成30年12月30日廃止 平成31年 1月 4日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
		平成30年12月30日廃止 平成31年 1月 4日登記
登記記録に関する事項	平成26年11月1日東京都渋谷区桜丘町12番10号渋谷インフォスアネックス1階から本店移転	平成26年11月11日登記
	平成30年12月30日千葉県いすみ市岬町押日1482番地3に本店移転	平成31年 1月22日登記 平成31年 1月22日閉鎖

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。